

電気事業法に基づく電力使用制限の発効について

本日より、東京電力、東北電力管内の大口需要家の方々を対象とした電気事業法第27条に基づく電力使用制限が発効します。(概要は以下のとおりです)

対象となる大口需要家の皆様には、ご不便をおかけすることになりますが、電力の需給状況と使用制限の趣旨をご理解いただきますようお願い申し上げます。

1. 対象者

- 東京電力及び東北電力並びにその供給区域内で供給している特定規模電気事業者と直接、需給契約を締結している大口需要家(契約電力500kW以上)が対象。
- 対象者は電気事業者との契約単位(事業所単位)で判断します。

2. 制限期間・時間帯

- ・東京電力管内：平成23年7月1日～9月22日(平日)の9時から20時
 - ・東北電力管内：平成23年7月1日～9月9日(平日)の9時から20時
- ※土・日・祝日は規制対象外です。

3. 制限内容

- 原則として、「昨年の上記期間・時間帯における使用最大電力の値(1時間単位)」の15%削減した値を使用電力の上限とします。
- 故意による使用制限違反は100万円以下の罰金の対象となります。
 - ※1時間単位(▲時～▲+1時)で、使用できる電力の上限を超えた場合に使用制限違反となります。使用できる電力の上限を瞬間的に超えたとしても使用制限違反にはなりません。
 - ※「故意」であるか否かについては個別事例に応じて最終的には司法が判断することになりますが、緊急時(事故等)での電力使用や機器不調による制限値超過については、違法性が阻却される場合もあると考えられます。

4. その他

- 共同使用制限スキームや制限緩和措置の申請は今後も随時受け付けております。これらを含めた制度の詳細につきましては以下のHPを御確認ください。
(<http://www.meti.go.jp/earthquake/shiyoseigen/index.html>)

電気の使用制限発動に向けた準備状況

1. 通知書の送付

- 使用制限開始の1ヶ月前(6月1日)に届くよう、対象となる大口需要家(約1万9千件)に対し、昨年夏の使用最大電力及び今夏の使用最大電力(電気事業法に基づく電気の使用上限)を記載した通知書を5月末までに送付。
- 一部訂正があった結果、6月半ばまでにすべての通知書の送付を終了。

2. 弁明書の提出等

- 通知書が届いてから10日以内としていた弁明書の提出は計760件程度。これまでに、すべての弁明書に対する回答書を送付。
- 通知書の内容等に関し、Eメールによる問合せは1300件程度。また、経済産業省本省に設置したコールセンターへの問合せは8000件程度。

3. 制限緩和に関する運用の明確化等

- 弁明書やEメール等で要望の多かった以下の事項をはじめ8つの類型について、運用を明確化し、HPに掲載。
 - ーテナントビルにおいて、総床面積に占める今夏のテナント使用面積が昨夏と比較して20%以上増加。
 - 増加率に応じて一定の制限緩和を認める
 - ー昨夏は自家発電機が稼働していたため使用電力実績が契約電力を著しく下回ったが、今夏はトラブル等により自家発電機が稼働せず、常時、電力会社からの電力を使用せざるを得ない。
 - 一定の制限緩和を認める
- また、弁明書やEメール等で問合せの多かった事項について、追加Q&AをHPに掲載。

4. 共同スキーム及び制限緩和の申請状況等

- 6月17日の申請期限までにあった共同スキーム及び制限緩和の申請状況は、右表のとおり。
- 申請を踏まえた使用制限の通知を順次行っており、6月末までにすべての申請処理を終える予定

	共同スキーム	制限緩和
東京電力管内	836件	2602件
東北電力管内	201件	868件

電気の使用制限の概要(参考)

1. 対象者

- 東京電力及び東北電力並びにその供給区域内で供給している特定規模電気事業者と直接需給契約を締結している大口需要家(契約電力500kW以上)。
- 対象者は、電気事業者との契約単位(事業所単位)で判断。

2. 制限期間・時間帯

- ・東京電力管内:平成23年7月1日～9月22日(平日)の9時から20時
- ・東北電力管内:平成23年7月1日～9月9日(平日)の9時から20時

3. 制限内容

- 原則「昨年の上記期間・時間帯における使用最大電力の値(1時間単位)」の15%減を使用電力の上限とする。

4. 共同使用制限スキーム

- 複数の大口需要家の事業所が共同して使用最大電力の抑制に取り組むことで、総体として使用最大電力を削減することを可能とするスキームを導入。

5. 適用除外・制限緩和

- 避難所や福島第一原子力発電所の周辺地域に立地する事業所等については、適用除外(制限がかからない)。
 - 社会・経済活動に与える影響を最小化するため、電力の利用実態を踏まえ、個々の業種・業態に応じた一定の緩和措置を講じる。
 - ①生命・身体の安全確保に不可欠な施設(病院、上下水道等)
 - ②安定的な経済活動・社会生活に不可欠である一方、電力の使用形態から制限の一律適用が困難な施設(鉄道、クリーンルーム、データセンター等)
 - ③被災地の復旧・復興に必要不可欠な施設(被災地の自治体庁舎等)
- ※制限緩和を受ける需要家には、必要に応じ、使用抑制に係る計画的な取組を求め、事業所管省庁と経済産業省が協力しつつ検討を行う。

6. 罰則

- 故意による使用制限違反は100万円以下の罰金の対象
- ※「故意」であるか否かについては個別事例に応じて最終的には司法が判断。